水道法施行令の一 部を改正する政令案参照条文

〇下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)

特定事業場からの下水の排除の制

第十二条の二 特定施設(政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又)を使用する者は、 ならない。 下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ、 は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域 政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除しては

2 6

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の て、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。この場合におい り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流 域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

〇下水道法施行令 (昭和三十四年政令第百四十七号) (抄)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第九条の四 質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。 から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、 水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号

カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム○・一ミリグラム以下

2 5 二~三十三